



# 藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

ニュースレターの日付  
第1巻 第1号

2013年12月(第21号)

今年も残りわずかとなりました。寒さも少しずつ厳しくなってきましたが、皆様いかにお過ごしでしょうか。

「事務所だより12月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

## この号の内容

- 1 給与額が大幅に変わった時の社会保険の手続き
- 2 短期在留外国人の脱退一時金をご存じですか？
- 3 限度額適用認定証をご利用ください
- 4 当事務所から

## 給与額が大幅に変わった時の社会保険の手続き

健康保険及び厚生年金保険の保険料は被保険者の標準報酬月額により決定されますが、原則として一旦決定されると次の定時決定（年1度の保険料見直し）までの間、変更しません。しかし、昇給などによって報酬の額が著しく変動した場合、被保険者が実際に受ける報酬との間に隔たりが生じ、実態にそぐわなくなることがあります。その場合、著しい変動があった月以降の継続した3か月間の報酬をもとに、4か月目から標準報酬月額を改定することになります。この改定を「随時改定」といい、このために提出する届出書を「月額変更届」といいます。今回は「月額変更届」のポイントをご紹介します。

### ■月額変更届の対象となる人

次の3つの要件すべてに該当したときは、随時改定の対象となります。

- ① 固定的賃金の変動または賃金（給与）体系の変更があったとき
- ② 変動月以降の継続した3ヶ月の報酬の平均額に該当する標準報酬月額と現在の標準報酬月額に 2等級以上の差があるとき
- ③ 変動月以降の継続した3ヶ月の各月の支払基礎日数（報酬を計算する基礎となった日）がすべて17日以上あるとき

### ■固定的賃金の変動とは

①昇（降）給、②家族手当・住宅手当・通勤手当などの固定的な手当の支給額が変わったとき、③日給や時給などの基礎単価が変わったとき

### ■賃金(給与)体系の変更とは

①日給制が月給制に、月給制が歩合制になったときなど、②家族手当・住宅手当・役付手当などが新設され、支給されることになったとき



【詳しい内容はこちらをクリック】

[http://www.nenkin.go.jp/n/open\\_imgs/service/000002526.pdf](http://www.nenkin.go.jp/n/open_imgs/service/000002526.pdf)

## 短期在留外国人の脱退一時金をご存じですか？

一時的に日本で働く外国人社員の年金保険は掛け捨てになると誤解しているケースが見受けられますが、短期在留外国人の場合、国民年金又は厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、日本を出国した場合、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に脱退一時金を請求することができます。請求する際に次の条件をすべて満たしている必要があります。

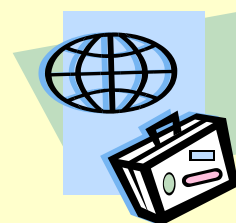
- ①日本国籍を有していない方であること
- ②被保険者期間が6ヶ月以上（保険料未納期間を除く）あること
- ③年金（障害手当金を含む）の年金受給権を有したことの無いこと
- ④日本に住所を有していないこと

なお手続きは外国人社員が日本を出国した後、海外から日本年金機構へ請求することになります。



【詳しい内容はこちらをクリック】

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=1728>



## 限度額適用認定証をご利用ください

医療機関等の窓口での支払いが高額となった場合はあとから健康保険に申請することにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。しかし、あとから払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担となります。そこで医療費が高額になりそうなときは予め健康保険に申請し「限度額適用認定証」を取得しておきましょう。70歳未満の方が「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関等の窓口で提示すると1ヵ月（1日から月末まで）の窓口での支払いが自己負担限度額までとなり、負担が軽くなります。（一般所得者の自己負担限度額はおよそ8万円強です）

### 当事務所から



事務所日より12月号はいかがでしょうか。

2013年も残りわずかとなりましたが、今年も多くの方々に支えていただき仕事もプライベートも充実した1年を送ることができました。調子のいい時も悪い時も応援してくださる皆様にはいつもいつも感謝しています。

2014年もどうぞよろしくお願いいたします。

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 606号  
（社会保険労務士法人アシスト 21内）

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-2958

Email [mayfujii@sr-fujiioffice.com](mailto:mayfujii@sr-fujiioffice.com)

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー  
藤井真由美